

久留米広域合併協議会(第13回)議案等

《報告事項》

報告第19号 第12回協議会以降の協議会活動について P 1 , 2

《議 案》

第39号議案	久留米広域合併協議会の監事の選任について	P 3
協 議	新市建設計画(案)について	(議案後送予定)
第15号議案	地方税の取扱いについて	(第8回協議会議案等 P 46 ~ 52) (第9回協議会議案等 P 3 , 4) (第10回協議会議案等 P 3 ~ 5) (第11回協議会議案等 P 5 , 6) (第12回協議会追加資料 P 1 , 2)
第19号議案	商工・観光関係事業の取扱いについて(第9回協議会議案等	P 21 ~ 25) P 4
第22号議案	町名・字名の取扱いについて	(第10回協議会議案等 P 10 ~ 12)
第32号議案	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	(第11回協議会議案等 P 12 ~ 15)
第36号議案	高齢者福祉事業の取扱いについて	(第11回協議会議案等 P 27 ~ 33) P 5
第37号議案	財産の取扱いについて	(第12回協議会議案等 P 15 ~ 17)
第38号議案	事務組織及び機構の取扱いについて(第12回協議会議案等	P 18 ~ 21) P 6 ~ 13
第40号議案	慣行の取扱いについて	P 14 ~ 17
第41号議案	斎場に関する取扱いについて	P 18 ~ 20
第42号議案	ごみ処理に関する取扱いについて	P 21 ~ 26
第43号議案	下水道(生活排水・し尿処理)事業の取扱いについて	P 27 ~ 31
第44号議案	介護保険事業の取扱いについて	P 32 ~ 35
第45号議案	保健医療事業の取扱いについて	P 36 ~ 40
第46号議案	行政区の取扱いについて	P 41 ~ 46
第47号議案	コミュニティ施策の取扱いについて	P 47 ~ 50
第48号議案	国民健康保険事業の取扱いについて	P 51 ~ 54

報告第 19 号

第 12 回協議会以降の協議会活動について

第 12 回協議会以降の協議会活動について、別紙のとおり報告する。

平成 15 年 12 月 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

第12回協議会以降の協議会活動について

《小委员会》

11月29日 「議員の定数及び任期に関する小委員会」第5回会議

《會議》

11月27日 合併協議会幹事会(第13回) ○合併協定項目の第13回協議会提出議案
○協議会(第13回)開催要領(案)など

《専門部会、分科会活動》前回報告以降分

現在、合併協定項目ごとの調整内容(案)の作成を行っています。
また、システムWGでは、合併後のシステム統合に関する協議を引き続き行っています。
第13回協議会に提案する合併協定項目に関する部会をはじめ、延べ4部会・3分科会・22WGが開催されました。

11月13日	戸籍・住民分科会住基WG、住基システムWG、納税WG、児童保育システムWG
11月14日	保健情報システムWG
11月17日	財産管理WG、水道ガス分科会
11月18日	公費医療システムWG
11月19日	企画調整会議
11月20日	総合調整部会、生活環境部会、戸籍・住民分科会戸籍WG、総務WG、戸籍・住民分科会総務WG、住宅WG、固定資産税システムWG、人事給与システムWG
11月21日	総務部会、保健福祉部会、固定資産税システムWG、収納消込システムWG
11月25日	農業委員会分科会、固定資産税WG
11月26日	戸籍システムWG、保健情報システムWG、農家台帳システムWG、財政調整WG
11月27日	戸籍・住民分科会住基WG、住基システムWG

《視察》

11月17日 1市4町管内施設等視察

第 3 9 号議案

久留米広域合併協議会の監事の選任について

久留米広域合併協議会規約第 6 条第 5 項の規定に基づき、次の者を久留米広域合併協議会の監事に選任することについて、承認を求める。

監 事 榎 原 政 則 委 員

平成 1 5 年 1 2 月 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

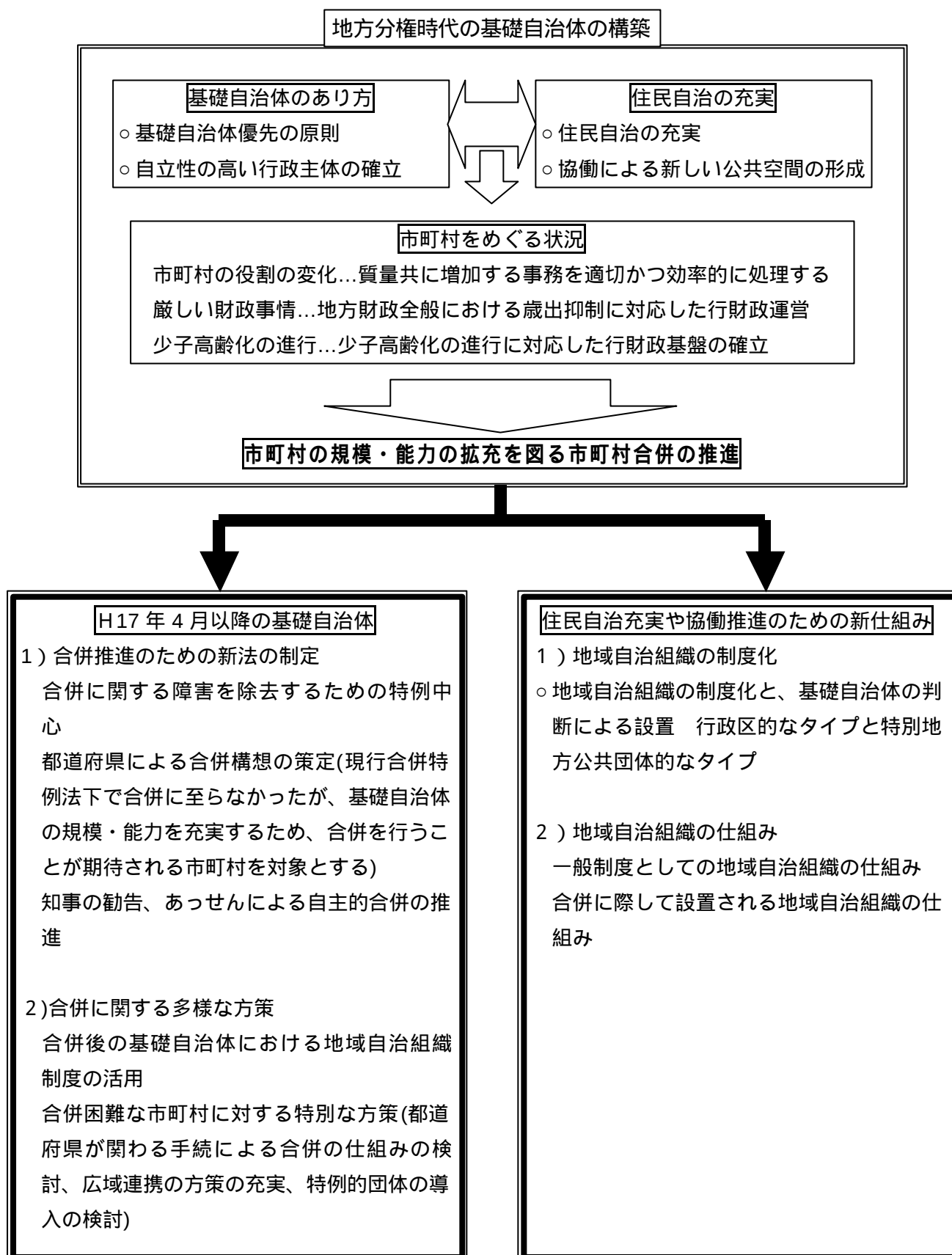
(別紙)

協定項目番号	4 2	協定項目名	商工・観光関係事業の取扱い
調 整 内 容			
【修正内容】 (5) 経済団体への補助及び支援については、1 市 4 町のこれまでの経過を踏まえるとともに、各自治体の補助実績の差も大きいため、合併後、新たな法や制度の変更や地域の意向を踏まえて、その変更の協議や合意がなされるまでの間については、現行の各市町の補助基準に基づく助成を継続することとする。 参考 《修正前》 (5) 経済団体への補助及び支援については、1 市 4 町のこれまでの経過を踏まえるとともに、各自治体の補助実績の差も大きいため、合併後も、現行の各市町の補助基準に基づく助成を、当分の間継続することとする。			

(別紙)

協定項目番号	3 4	協定項目名	高齢者福祉事業の取扱い
調 整 内 容			
【修正内容】 (4) 介護用品支給について 介護用品支給については、新市において統一した基準で実施するため、その対象者、所得要件及び給付金額については、4 町の実施状況並びに国・県補助事業の動向を踏まえ、合併時まで調整を図る。 参考 《修正前》 (4) 介護用品支給について 介護用品支給については、当面現行どおりとし、新市において統一化に向け調整を図る。			

今後の地方自治制度のあり方(基礎自治体に関する部分の概要図)



第27次地方制度調査会における地域自治組織制度について(概要)

- 基礎自治体には、その事務を適切かつ効率的に処理するとともに、住民に身近なところで住民に身近な事務を住民の意向を踏まえつつ効果的に処理するという観点が重要である。
- また、本格的な少子高齢社会が到来しつつある今日、安全で住みやすい快適な地域づくりに資する地域のセイフティネットの構築が喫緊の課題となっている。このため、行政と住民が相互に関連し、ともに担い手となって地域の潜在力を十分に発揮する仕組みをつくっていくことも、これからの基礎自治体に求められる重要な機能のひとつである。

基礎自治体内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を基礎自治体の判断によって設置できることとすべきである

区分	一般制度としての地域自治組織(行政区タイプ)	合併に際して設置される地域自治組織(特別地方公共団体タイプ)
基本的な機能	○住民に身近な所で住民に身近な基礎自治体の事務を処理する機能 ○住民の意向を反映させる機能 ○行政と住民や地域の諸団体等が協働して担う地域づくりの場の機能	—
事務	○基礎自治体の一部として事務を分掌する	○法令により義務づけられていない基礎自治体の事務のうち規約で定めるもの 地域自治組織機関の基礎自治体の補助機関兼任により法令事務も可能
機関	○地域協議会及び地域自治組織の長を置く ○地域自治組織には事務所を置き、支所、出張所的な機能と地域協議会の庶務を処理する機能を担わせる	—
設置根拠	○地域自治組織の基本的な事項は基礎自治体の条例で定める 市町村合併に際して地域自治組織を設置する場合は、条例に代えて、あらかじめ合併協議によって定めることができる	○合併協議により規約を定め、合併後の一定期間、合併前の旧市町村単位に設置できる ○設置にあたって都道府県知事が認可等所要の関与を行う
地域協議会	役割：地域における意見調整や取りまとめ。諮問及び建議 選任等：構成員は基礎自治体の長が選任し、原則として無報酬。	役割：地域自治組織の予算等の決定。建議。 選出等：選出方法は規約で定めることとし、原則として無報酬。
地域自治組織	役割：地域自治組織の長は、地域自治組織を代表し、事業施策を実施する 選任：地域自治組織の長は、基礎自治体の長が選任する	選任：地域自治組織の長は、基礎自治体の長が選任する 職員：地域自治組織の事務局の職員は、基礎自治体からの派遣又は兼務
財源	基礎自治体において地域自治組織の財源について所要の措置を講じる	○基礎自治体からの移転財源

地方制度調査会答申より地域自治組織関連を抜粋

第1 基礎自治体のあり方

1 地方分権時代の基礎自治体の構築

(2) 住民自治の充実

地方分権改革が目指すべき分権型社会においては、地域において自己決定と自己責任の原則が実現されるという観点から、団体自治ばかりではなく、住民自治が重視されなければならない。

基礎自治体は、その自主性を高めるため一般的に規模が大きくなることから、後述する地域自治組織を設置することができる途を開くなどさまざまな方策を検討して住民自治の充実を図る必要がある。

3 合併特例法期限到来後における分権の担い手としての基礎自治体

(2) 市町村合併に関連する多様な方策

合併後の基礎自治体における地域自治組織制度の活用

合併後、総じて規模が大きくなる基礎自治体内において住民自治を強化する観点や、住民に身近なところで住民に身近な事務を住民の意向を踏まえつつ効果的に処理するという観点から、基礎自治体の事務のうち地域共同的な事務等を処理するため、下記4(1)の地域自治組織（仮称。以下同じ。）の制度を活用することが考えられる。

なお、合併に際して地域自治組織を活用するときは、合併後の一定期間、下記4(2)の法人格を有する地域自治組織を旧市町村単位に設置することができる等の特例を設けることが適当である。

この制度を活用することにより、合併後の基礎自治体は、合併前の旧市町村のまとまりも活かした包括的な基礎自治体ともいえるべき形態をとることが可能となる。併せて、地域自治組織に旧市町村の名称を冠することによって、合併前の名称を残すことも可能となる。

市町村は、前述のとおり、その自主的な判断により、基礎自治体内の地域自治組織を設置できることとするが、都道府県知事も合併に際して、一定の場合に小規模な市町村等を対象として、その市町村を単位とする地域自治組織を設置することを勧告することができるものとすべきである。

4 基礎自治体における住民自治充実や行政と住民との協働推進のための新しい仕組み

(1) 地域自治組織の制度化

基礎自治体には、その事務を適切かつ効率的に処理するとともに、住民に身近なところで住民に身近な事務を住民の意向を踏まえつつ効果的に処理するという観点が重要である。

また、本格的な少子高齢社会が到来しつつある今日、安全で住みやすい快適な地域づくりに資する地域のセーフティネットの構築が喫緊の課題となっている。このため、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在力を十分に発揮する仕組みをつくっていくことも、これからの基礎自治体に求められる重要な機能のひとつである。

こうしたことから、基礎自治体内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を基礎自治体の判断によって設置できることとすべきである。

地域自治組織のタイプとしては、当調査会の「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」（平成15年4月30日）で示したように、a)行政区的なタイプ（法人格を有しない。）とb)特別地方公共団体とするタイプ（法人格を有する。）が考えられるが、一般制度としては、基礎自治体としての一体性を損なうことのないようにするということにも配慮してa)行政区的なタイプを導入すべきである。ただし、市町村合併に際しては、合併前の旧市町村が果たしてきた役割を踏まえ、合併後の一定期間、従前のまとまりにも特に配慮すべき事情がある場合には、合併前の旧市町村単位にb)特別地方公共団体とするタイプを設置できることとすることが適当である。

なお、地域の状況がさまざまであることから、法律で定める事項は最小限にとどめ、地域の自主性を尊重し、地域において活用しやすいものとなるような制度とする必要がある。

（2）地域自治組織の仕組み

地域自治組織は、区域内に住所を有する者が当然にその構成員となるものとし、具体的な仕組みは以下のとおりとすることが考えられる。

一般制度としての地域自治組織の仕組み

ア 基本的な機能と組織

一般制度としての地域自治組織は、住民に身近なところで住民に身近な基礎自治体の事務を処理する機能と住民の意向を反映させる機能、さらに行政と住民や地域の諸団体等が協働して担う地域づくりの場としての機能を有するものとし、基礎自治体の一部として事務を分掌するものとする。

地域自治組織の機関として、地域協議会（仮称。以下同じ。）及び地域自治組織の長を置くこととする。また、地域自治組織には事務所を置き、支所、出張所的な機能と地域協議会の庶務を処理する機能を担わせることとする。

なお、区域をはじめ各地域自治組織の基本的な事項は、基礎自治体の条例で定めることとするが、市町村合併に際して地域自治組織を設置する場合は、条例に代えて、あらかじめ合併協議によって定めることができることとする。

イ 地域協議会

(ア) 役割

地域協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民及び地域に根ざした諸団体等の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要となる。また、地域協議会は、地域自治組織の区域に係る基礎自治体の事務に関し、基礎自治体の長その他の機関及び地域自治組織の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき、それらの機関に建議することができることとする。

なお、基礎自治体の判断により、地域自治組織の区域に係る基礎自治体の予算、基本構想、重要な施設の設置及び廃止等一定の事項については、基礎自治体の長に必ず地域協議会の意見を聴くよう求めることが考えられる。

(イ) 構成員の選任等

地域協議会の構成員は、基礎自治体の長が選任する。(ア)で述べた地域協議会の役割から、構成員の選任に当たっては、自治会、町内会、PTA、各種団体等地域を基盤とする多様な団体から推薦を受けた者や公募による住民の中から選ぶこととするなど、地域の意見が適切に反映される構成となるよう配慮する必要がある。

なお、地域協議会は、住民の主体的な参加を期待するものであることから、その構成員は、原則として無報酬とする。

ウ 地域自治組織の長

(ア) 役割

地域自治組織の長は、地域自治組織を代表し、地域協議会との緊密な連携の下、地域協議会によりとりまとめられた地域の意見を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かな事業・施策を実施する役割を担うものとする。

(イ) 選任

地域自治組織の長は、基礎自治体の長が選任する。

エ 財源

地域自治組織が、地域協議会の意見を尊重しつつ必要な事業が実施できるよう、必要な予算を確保するなど、基礎自治体において地域自治組織の財源について所要の措置を講じることが期待される。

合併に際して設置される地域自治組織（法人格を有する。）の仕組み

市町村合併に際しても、の一般制度としての地域自治組織を設置することはできるが、合併後の一定期間、合併前の旧市町村のまとまりにも特に配慮すべき事情がある場合は、特別地方公共団体である地域自治組織（法人格を有する。）を設置できることとすることが適当である。

このタイプの地域自治組織についても、の地域自治組織と同様の役割が期待されるところであり、その組織についても、と同様、地域協議会と地域自治

組織の長を置くほか、事務所を置くこととする。

との相違点を中心とした制度の仕組みは以下のとおりである。

ア 設置

合併協議により規約を定め、合併後の一定期間、合併前の旧市町村単位に設けることができることとする。

なお、法人格を有することから、設置に当たって都道府県知事が認可等所要の関与を行う必要がある。

イ 事務の考え方

地域自治組織は、法令により処理が義務づけられていない基礎自治体の事務のうち、その地域自治組織の区域に係る地域共同的な事務であって規約で定めるものを自らの事務として処理する。

また、地域自治組織の機関が基礎自治体の補助機関の地位を兼ねることなどにより、法令により基礎自治体が処理することが義務づけられている事務を地域自治組織において処理することもできるものとする。

ウ 組織等

地域協議会は、地域自治組織の予算等を決定するほか、必要と認める事項につき基礎自治体の長その他の機関に建議することができることとする。

地域協議会の構成員の選出方法は、地域の自主性を尊重する観点から、規約で定めることとする。なお、構成員は、と同様、原則として無報酬とする。地域自治組織の長は、基礎自治体の長が選任するものとする。

地域自治組織の事務局の職員は、基礎自治体からの派遣又は兼務を原則とし、必要な場合には、臨時の職員を採用できることとする。

エ 財源

基礎自治体の事務の一部を処理するための財源は、基礎自治体からの移転財源によることとし、基礎自治体は地域自治組織の円滑な事務運営のための財源を確保するよう配慮するものとする。

課税権と地方債の発行権限は有しないこととし、地方交付税の交付対象団体ともしないこととする。

なお、地域自治組織が上記の移転財源による財源見合いの事務以外の事務を実施することを認める場合には、何らかの住民の負担によることができることとすることを検討する必要がある。

指定都市への適用について

指定都市については、行政区その他の一定の区域（出張所単位等）をもって地域自治組織を設置することができることとする。

—以下略—

合併協議会における地域自治組織に関する検討状況の概要

(NO. 1)

協議会名称	合併自治体	都市規模	地域自治組織の検討状況
加賀市・山中町任意合併協議会	加賀市・山中町	・ 78,563 人 ・ 305.99km ²	○ 旧山中町を対象に「地域自治組織と山中支所」を設置する。支所は、窓口事務等及びその他新市の基本的組織の一部の事務を分掌する。
諏訪地域 6 市町村任意合併協議会	諏訪市、岡谷市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	・ 209,564 人 ・ 715.4km ²	○ 旧市町村単位に「地域局」を設置し、首長が議会の同意を得て常勤特別職の地域助役（地域局長）を任命する等の「分権型合併」を新市建設計画に記述
浜田市、旭町など 4 市町村合併協議会	浜田市、金城町、旭町、弥栄村	・ 56,461 人 ・ 560.97km ²	○ 合併による周辺町村対策として、旧町村単位に住民自治区を設置。区長（地域の予算執行権を持つ）は公選により地域で選出することも検討。
石狩市、厚田村、浜益村合併協議会	石狩市、厚田村、浜益村	・ 60,768 人 ・ 721.84km ²	○ 地域自治組織について、地方制度調査会の中間答申等を資料に検討中
木曽町合併協議会	木曽福島町、上松町、木祖村、日義村、開田村、三岳村、王滝村	・ 25,215 人 ・ 1,095.85km ²	○ 現在の町村ごとに総合支所を設置すること及び、地域自治組織の中身が不透明であることを踏まえながら、同制度を導入する方針としている
上川北部 5 町村任意合併協議会	中川町、音威子府村、美深町、風連町、下川町	・ 19,191 人 ・ 2,407.61km ²	○ 現町村単位にまちづくりの核となる地域振興局を設置し、当該局は地方制度調査会の地域自治組織制度を踏まえたものとする
飯田市・喬木村・上村・南信濃村任意合併協議会	飯田市・喬木村・上村・南信濃村	・ 116,507 人 ・ 725.38km ²	○ 地域自治組織を設置する—地域自治組織の具体的な仕組みや組織は今後研究することとしている
長岡地域任意合併協議会	長岡市、栃尾市、見附市、越路町、小国町、三島町、中之島町、山古志村	・ 304,676 人 ・ 808.77km ²	○ 地域自治組織について、地方制度調査会の中間答申等を資料に研究・検討。住民サービス部門と地域振興部門よりなる支所を設置することを検討
上越地域合併協議会	上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町	・ 200,987 人 ・ 934.32km ²	○ 協議対象として地域自治組織(仮称)を掲げているが未提案である
宮古市、田老町、新里村任意合併協議会	宮古市、田老町、新里村	・ 63,435 人 ・ 696.82km ²	○ 新市において住民自治を強化する観点から、地域自治組織を設置するとしている

(NO . 2)

協議会名称	合併自治体	都市規模	地域自治組織の検討状況
下関市豊浦郡 4 町合併協議会	下関市、豊田町、豊北町、豊浦町、菊川町	・ 296,216 人 ・ 716.13km ²	○ 合併前のエリアを対象とする総合支所を設置し、地域振興の拠点として機能を有するものとする
上田市，丸子町、真田町、武石村任意合併協議会	上田市，丸子町、真田町、武石村	・ 162,728 人 ・ 552km ²	○ 現町村役場及び支所を総合支所機能を有し、住民に直結したサービスを行い、住民との協働のまちづくりを推進するための拠点となる「(仮称)地域自治センター」とする。

(人口及び面積は全国市町村要覧による、協議会及び検討状況はインターネットにより検索)

第 4 0 号議案

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	19	協定項目名	慣行の取扱い
調 整 内 容			
慣行については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 新市の花は、久留米つつじ・コスモスとする。各町の花は基本的に地域の花として従来どおり活用していく。 (2) 新市の木は、久留米市の例による。各町の木は基本的に地域の木として従来どおり活用していく。 (3) 新市の市章及び徽章は、久留米市の例による。 (4) 新市の歌は、「久留米市の歌」を引き継ぐとともに、新市としての新しい市歌を合併に向けて検討する。 また、各町の歌は基本的に地域の歌として従来どおり活用していく。 (5) その他シンボリックな物については、地域のシンボルとして活用していく。			

慣行の取扱いについて

○市・町の花、木等比較表

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潨町
1. 市・町の花	久留米つつじ	つつじ さざんか	コスモス	・町の花 つつじ ・町の草花 コスモス	つつじ コスモス
2. 市・町の木	櫨 久留米つばき くるがねもち けやき くすのき	さくら かいづかいぶき	楠	もちの木	松
3. 市・町の市章 及び徽章	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
4. 市・町の歌	久留米市の歌	田主丸町音頭	北野音頭 コスモス音頭 北野よかところ節 夢の町北野音頭	城島音頭 城島夢つづり	三潨音頭
5. その他		かっぱ		・町の鳥 カササギ ・シンボルキャラク ター インガットくん	・町の鳥 カイツブリ ・シンボルマーク タマルくん

○先進事例

団体名	合併関係市町村名	合併方式	慣行の取扱いに関する協定項目の内容
新居浜市	新居浜市 宇摩郡別子山村	編入	1. 市章 新居浜市の市章を用いるものとする。 2. 名誉市民制度等 名誉市民制度及び表彰制度は、新居浜市の制度に統一するものとする。 3. 市民憲章等 新居浜市の市民憲章等を用いるものとする。 4. 市の歌 新居浜市の歌を用いるものとする。 5. 市花・市樹 新居浜市の市花及び市樹を用いるものとする。
福山市	福山市 沼隈郡内海町	編入	福山市章、福山市民憲章及び福山市の「市の木」「市の花」を適用するものとする。 ただし、内海町の木である「ウバメガシ」については、推奨の木とするものとする。

※市・町章及び徽章一覧

○久留米市



○城島町



○田主丸町



○三潯町



○北野町



第 4 1 号議案

斎場に関する取扱いについて

斎場に関する取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	27	協定項目名	斎場に関する取扱い
調 整 内 容			
斎場については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 使用施設について 久留米市及び北野町については、久留米市斎場を使用する。 一部事務組合施設を有する地区(田主丸町・三潴町)については、当該施設の使用を基本とし、久留米市斎場の使用も可能とする。 城島町については、久留米市斎場の使用を基本とする。ただし、当分の間は現在の利用形態も継続できるよう努める。 (2) 使用料金について 基本的に市民負担を統一する。 料金改定の実施、補助制度の創設により、新市住民の使用料金負担を同一にする。 ただし、前項城島町のただし書きによる場合は、3年を限度として現在の城島町民負担額になるまで差額を助成する。			

斎場に関する取扱いについて

資料

(1) 使用施設

	現 行	合 併 後
久留米市	単独 受入は久留米市民・北野町民のみ	久留米市斎場を使用する。
田主丸町	(田主丸町・吉井町衛生施設組合) 関係町内外問わず受入	田主丸町・吉井町衛生施設組合施設の使用を基本とし、久留米市斎場の使用も可能とする。(新市として田主丸町・吉井町衛生施設組合に加入する方向で当該事務組合と協議する。)
北 野 町	施設なし (久留米市施設を市外料金で使用)	久留米市斎場を使用する。
城 島 町	施設なし (大川市施設を市外料金で使用)	久留米市斎場の使用を基本とする。ただし、当分の間は現在の利用形態も継続できるよう努める。
三 瀬 町	(八女西部広域事務組合) 関係市町内外問わず受入	八女西部広域事務組合施設の使用を基本とし、久留米市斎場の使用も可能とする。(新市として八女西部広域事務組合に加入する方向で当該事務組合と協議する。)

(2) 使用料金

	現 行	合 併 後
久留米市	(北野町)	●久留米市の料金を、各区分ごとに法定協加入団 体中最も安価となるよう改定する。 (大人2,500円 2,000円、死産児1, 000円 800円)
	市 内 市外(北野町) 北野町補助 北野町民負担	
大 人	2,500 40,000 35,000 5,000	
子ども	1,500 30,000 25,000 5,000	
死産児	1,000 20,000 15,000 5,000	
汚物等	500 10,000 5,000 5,000	
待合室	4,580 4,580 0 4,580	
田主丸町	(田主丸町・吉井町衛生施設組合)	●田主丸町地区住民が、田主丸町・吉井町衛生施 設組合施設を使用する場合は、久留米市料金との 差額を助成する。(補助金制度を創設する)
	関係町内 関係町外	
大 人	5,000 35,000	
子ども	3,400 26,000	
その他	1,700 12,000	
城島町	(大川市市外料金で使用)	●城島町地区住民が現在の利用形態を希望する場 合は、3年を限度として現在の城島町民負担額 (10,000円等)になるまで差額を助成す る。(補助金制度を創設する)
	使用料 町補助 城島町民負担	
大 人	25,000 15,000 10,000	
子ども	20,000 12,000 8,000	
死産児	10,000 6,000 4,000	
汚物等	10,000 6,000 4,000	
三瀬町	(八女西部広域事務組合)	●三瀬町については、現行どおり。
	関係市町内 関係市町外	
大 人	2,000 50,000	
子ども	1,500 35,000	
死産児	800 20,000	
汚物等	500 10,000	
告別室使用料	10,000 50,000	
遺骸安置料	1,000 3,000	

第 4 2 号議案

ごみ処理に関する取扱いについて

ごみ処理に関する取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	28	協定項目名	ごみ処理に関する取扱い
調 整 内 容			
ごみ処理については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) ごみの中間処理については、現行どおり各処理施設での処理を継続し、各施設の建替え時期に一部事務組合の枠組みも含め、処理体制の検討を行う。 (2) 家庭系ごみの分別については、現行制度を維持する。なお、合併後統一が可能なものについては統一化に向けた検討を行う。 (3) ごみの集積所及び収集回数については、当分の間現行どおりとし、合併後において統一化に向けた検討を行う。ただし、可燃物の収集回数については、平成17年度から週2回に統一する。 (4) 家庭系ごみ処理手数料(指定袋)及び粗大ごみ処理手数料については、当分の間現行どおりとし、合併後において統一化に向けた検討を行う。ただし、北野町の可燃物指定袋については、久留米市を基本に統一する。直接搬入分の手数料については、現行どおり各施設で定められた手数料とする。 (5) 事業系ごみ(事業系一般廃棄物)の分別基準等については、現行どおりとする。ただし、「家庭系に準じる基準」については、合併後早期に統一する。 (6) 事業系ごみ(事業系一般廃棄物)処理手数料(指定袋)については、当分の間現行どおりとし、直接搬入分の手数料については、現行どおり各施設で定められた手数料とする。 (7) 廃棄物減量等推進員については、合併後検討し統一する。 (8) 地域助成金については、合併後検討し統一する。 (9) 資源回収奨励金制度については、合併後検討し統一する。 (10) 自家処理用器具購入補助については、合併後検討し統一する。ただし、電動式生ごみ処理機助成については、平成17年度から城島町及び田主丸町の水準を基本に統一する。 (11) 不用品利用促進事業については、久留米市の例により統一する。ただし、リサイクルホットラインの回収については現行どおりとし、合併後において統一化に向けた検討を行う。 (12) 環境衛生連合会への業務委託については、当分の間現行どおりとし、合併後において統一化に向けた検討を行う。			

ごみ処理に関する取扱いについて

(1) 中間処理施設の状況

施設名 (団体名)	構成団体	規模 (日)	H14 / 1日当処理	稼働
上津クリーンセンター (久留米市)	久留米市	3 0 0 t (1 0 0 t × 3 炉)	2 2 6	H 5 . 4
八女西部クリーンセンター (八女西部広域事務組合)	八女市、筑後市、立花町、広川町、 三潅町、城島町	2 2 0 t (1 1 0 t × 2 炉)	1 2 3	H 1 2 . 4
サン・ポート (甘木・朝倉・三井環境施設組合)	甘木市、北野町、朝倉郡 (4 町 2 村)、大刀洗町	1 2 0 t (6 0 t × 2 炉)	8 0	H 1 5 . 4
R D F 施設 (建設中) (浮羽郡衛生施設組合)	田主丸町、吉井町、浮羽町	6 0 t		1 6 . 1

* 単独処理は久留米市のみ。4 町はそれぞれ一部事務組合に加入している。

(2) ごみの分別比較表 (家庭系)

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潅町
分別種類	1 8 種類	2 3 種類	1 3 種類	1 4 種類	1 4 種類
可燃・不燃	可燃物・不燃物	可燃物	可燃物・不燃物 (雑物類)	可燃物・不燃物	可燃物・不燃物
粗大	金属製粗大・可燃性粗大・ 不燃性粗大	粗大ごみ	可燃性粗大・不燃性粗大	粗大ごみ	粗大ごみ
びん・金属	空缶・小金属・無色・茶色 その他	アルミ・スチール・小金属・無色・茶色 ・その他・空色・緑・黒・生びん	空缶・小金属・無色・茶色 その他	空缶・小金属・びん	空缶・小金属・びん
古紙・布類	新聞・ダンボール・雑誌類・ 牛乳パック・布類	新聞・ダンボール・雑誌類	行政回収なし	新聞・ダンボール・雑誌類 牛乳パック・布類	新聞・ダンボール・雑誌類 ・紙パック・布類
プラ・他	ペット・白色トレイ・有害	透明・色付ペット・有害・ 陶磁器・プラ・蓋・乾電池・危険	ペット・有害・プラ・蛍光灯	ペット・トレイ・乾電池	ペット・トレイ・乾電池

(3) 収集運搬方法比較表 (家庭系)

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潅町
可燃物	週2回ステーション収集	週2回ステーション収集	1 ステーション収集	週2回戸別収集	週2回戸別収集
資源物	月2回ステーション収集	2月1回ステーション収集	月1回ステーション収集	月2回ステーション収集	月2回ステーション収集
古紙・古布	月2回ステーション収集	月1回ステーション収集	実施せず	月2回ステーション収集	月2回ステーション収集
白色トレイ	不定期 拠点収集	実施せず	不定期 拠点収集	月2回ステーション収集	月2回ステーション収集
粗大ごみ	年9回 戸別収集	年3回 ステーション収集	月1回 ステーション収集	2月1回 戸別収集	2月1回 戸別収集
特別申込	随時 戸別収集	実施せず	実施せず	実施せず	実施せず
家電4品目	実施せず	実施せず	実施せず	2月1回 戸別収集	年3回 戸別収集

1 北野町の可燃物は5月から10月までが週2回、11月から4月までが週1回。

* 久留米市のステーション収集は登録制度になっている。

(4) 家庭系ごみ処理手数料

指定袋制度比較表（家庭系）

（単位：円）

		久留米市		田主丸町		北野町		城島町		三潆町	
		種類	金額	種類	金額	種類	金額	種類	金額	種類	金額
可燃	45 ^{リットル}			大	10						
	40 ^{リットル}					大	50				
	30 ^{リットル}	大	25	小	7	小	30				20
	25 ^{リットル}								20		
	18 ^{リットル}	小	15								
不燃	30 ^{リットル}	大	25								
	18 ^{リットル}	小	15								

* 不燃物の指定袋は久留米市のみ。他の地域は不燃物を資源物と同様に無料で収集している。

直接搬入手数料比較表（家庭系）

（単位：円、kg）

		久留米市		田主丸町		北野町		城島町		三潆町	
		金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位
可燃		500	100	50	10	50	10	1,000	100	1,000	100
不燃		500	100	50	10	50	10	無料		無料	
資源	無料			50	10	50	10	無料		無料	
				50	10	50	10				

* 久留米市は、平成16年1月1日からの新料金。

* 一部事務組合処理の4町は、直接搬入の際に町発行の証明が必要である。

(5) ごみの分別比較表（事業系）

分別制度

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潆町
	8種類	23種類	13種類	14種類	14種類
可燃・不燃	可燃物のみ	可燃物	可燃物・不燃物（雑物類）	可燃物・不燃物	可燃物・不燃物
粗大	可燃物のみ	粗大ごみ	可燃性粗大・不燃性粗大	粗大ごみ	粗大ごみ
びん・金属	空缶・無色・茶色・その他	アルミ・スチール・小金属・無色・茶色・その他・空色・緑・黒・生びん	空缶・小金属・無色・茶色・その他	空缶・小金属・びん	空缶・小金属・びん
古紙・布類		新聞・ダンボール・雑誌類		新聞・ダンボール・雑誌類 牛乳パック・布類	新聞・ダンボール・雑誌類 ・紙パック・布類
プラ・他	ペット・有害	透明・色付ペット・有害・陶磁器・プラ・蓋・乾電池・危険	ペット・有害・不燃・プラ・蛍光灯	ペット・トレ・不燃・乾電池	ペット・トレ・不燃・乾電池

* 全ての自治体で、事業系ごみは自己処理を原則としている。

* 分別は家庭系と同様である。ただし、久留米市は不燃物を受け入れていない。

収集運搬制度比較表（事業系）

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潆町
可燃物	自己搬入又は許可業者委託	自己搬入又は許可業者委託	自己搬入又は許可業者委託	自己搬入又は許可業者委託	自己搬入又は許可業者委託
不燃物	受入せず	自己搬入又は許可業者委託	自己搬入又は許可業者委託	自己搬入	自己搬入
資源物	自己搬入又は許可業者委託	自己搬入又は許可業者委託	自己搬入又は許可業者委託	自己搬入	自己搬入
家庭系に準じる基準	1回の排出が2袋	少量	小規模事業者	1回の排出が2袋	1回の排出が3袋

* 全ての自治体で、事業系ごみは自己処理を原則としている。

* 家庭系に準じる基準とは、「ごみ排出量が少量の事業者を家庭系と同様の扱いを行う制度」の基準である。

* 家庭系に準じる基準であれば家庭系としての排出が可能。

(6) 事業系ごみ処理手数料

指定袋制度比較表(事業系)

(単位:円、%)

		久留米市		田主丸町		北野町		城島町		三潁町	
		金額	容量	金額	容量	金額	容量	金額	容量	金額	容量
可燃	大	60	45								
	小	40	30								

* 事業系指定袋制度を実施しているのは、久留米市だけである。

直接搬入手数料比較表(事業系)

(単位:円、kg)

	久留米市		田主丸町		北野町		城島町		三潁町	
	金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位
可燃	1,500	100	100	10	150	10	1,000	100	1,000	100
不燃	受入せず		100	10	150	10	2,000	100	2,000	100
資源	400	100	100	10	150	10	無料		無料	

* 久留米市は、平成16年1月1日からの新料金。

* 田主丸町は、事業者が直接搬入すれば家庭系での受入(許可業者が搬入すれば事業系で料金を賦課)。

* 城島町と三潁町の資源物は、町の証明が必要。

(7) 廃棄物減量等推進員設置状況

* 14年度末現在

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
名称	分別推進員	衛生推進員	分別推進指導員	環境美化推進員	資源ごみ分別収集指導員
人数	587人	33人	39人	10人	75人
任期	2年	なし	2年	1年	なし
身分	非常勤特別職員	なし	非常勤特別職員	なし	なし
報酬	年額48,000円	なし	年額60,000円	なし	なし

(8) 地域助成金支出状況

(久留米市)

・地域分別推進活動補助金

補助対象 / 久留米市地区環境衛生連合会(27校区)

補助金 / 均等割 150,000円 × 27校区 世帯割 110円 × 91,710世帯

・資源物集積所容器管理補助金

補助対象 / 容器自主管理団体

補助金 / 1回につき1,000円 1,000円 × 24 × 300箇所

(田主丸町)

・校区組織強化費

補助金 / 20,000円 × 7校区

・一般廃棄物対策補助金

可燃ごみ集積所整備補助 補助金 / 2分の1補助(1箇所につき上限60,000円)

ステーション照明設備補助 補助金 / 2分の1補助(1箇所につき上限30,000円)

(北野町)

・行政区に対する補助金

補助対象 / 34行政区

補助金 / 500円 × 5,216世帯

(城島町)

・環境美化推進員

補助金 / 均等割 105,000円 × 36行政区 世帯割 200円 × 4,100世帯

(三潁町)

・行政区分別収集指導員

補助対象 / 25行政区

補助金 / 均等割 60,000円 × 25行政区 世帯割 100円 × 4,750世帯

・環境衛生組合助成金

補助対象 / 25行政区(組合)

補助金 / @10,000円 × 25行政区(組合)

補助対象 / 25行政区長(組合長)

補助金 / @20円 × 4,750戸

補助対象 / 班長

補助金 / @30円 × 4,750戸

(9) 資源回収奨励金制度

ごみ減量・リサイクルの促進等を目的に、子供会等地域の各団体で行われている廃品回収等を対象に実施する奨励制度である。回収量や活動回数に応じた奨励金を交付する。

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潅町
登録の要・不要	要	制度なし	要	要	不要
交付団体数	270団体	制度なし	12団体	10団体	20団体
申請受付	年2回	制度なし	年1回	随時	随時

* 重量奨励金は品目ごとに2円～8円の間で各市町設定。

* 回数奨励金は久留米市のみ実施。4,500円/1回(6回限度)

* 久留米市では、優良団体を年約20団体表彰している。

(10) 自家処理用器具等助成事業

生ごみリサイクル推進のため、家庭の生ごみを自家処理するための生ごみ処理容器(コンポスト容器)と電動式生ごみ処理機の購入に対する補助制度を実施している。

* 生ごみ処理容器(コンポスト)

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潅町
補助限度額	6,000円	2,500円	助成制度なし	3,000円	3,000円
補助率	3/4	1/2	助成制度なし	1/2	1/2

* 電動式生ごみ処理機

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潅町
補助限度額	20,000円	25,000円	30,000円	25,000円	助成制度なし
補助率	1/2	1/2	1/2	1/2	助成制度なし

(11) 不用品利用促進事業

家庭で不用になった家具等を受け入れ、再利用を希望する市民へ安く販売することで、ごみ減量とリサイクルの促進を図る事業であり、久留米市のみが実施している(リサイクルホットライン事業)。

また、市のホームページ(リサイクル広場)上で「不用品情報提供システム」を開設し、家庭で不用になった品物と、欲しい品物の情報を登録する事業を実施している。

・リサイクルホットライン事業の流れ

専用電話(リサイクルホットライン)で不用品の提供受付

無料で回収(週2回/委託で実施)

リサイクルハウスで保管・点検・補修(委託で実施)

毎月1回のイベント「宝の市」で、市民に低額で販売

* 取扱品目は家具(寝具、スプリング入りベットを除く)、家電(4品目を除く)、自転車等

・リサイクル広場利用方法

専用申込用紙、FAX又はメールで譲りたいもの、譲ってほしいものを市へ連絡

市のホームページ上に「譲ります情報」「譲ってください情報」として品物を登録

希望品目が一致すれば、提供希望者を引取希望者に紹介

当人同士で交渉しあい、交渉結果を市へ報告

* 取扱品目の制限はない。

* 無料の品目に限る。

(12) 環境衛生連合会への業務委託状況

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潅町
業務委託の内容	・指定袋の取り扱い	・ごみの収集運搬 ・不法投棄対策、処理 ・ごみ集積所設置補助 ・生ごみ処理容器補助 ・指定	業務委託なし	業務委託なし	業務委託なし

第 4 3 号議案

下水道(生活排水・し尿処理)事業の取扱いについて

下水道(生活排水・し尿処理)事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	3 0	協定項目名	下水道（生活排水・し尿処理）事業の取扱い
調 整 内 容			
下水道（生活排水・し尿処理）事業については、次のとおり取り扱うものとする。 （１）公共下水道（農業集落排水含む） 使用料 公共下水道及び農業集落排水事業の使用料については、合併後当分の間は現行どおりとし、その間の早い時期に調整を図る。 ただし、城島町が実施している特定地域生活排水処理事業との調整については、公共下水道区域設定時期等に検討を行う。 受益者負担金・分担金 公共下水道については、久留米市に合わせる。 ただし、田主丸町の第１期事業分については、同町の農業集落排水事業の分担金に合わせる。 また、城島町が実施している特定地域生活排水処理事業ですでに設置が行われている分については、公共下水道区域設定時期等に負担金のあり方について検討を行う。 農業集落排水については、当分の間田主丸町に合わせるが、合併後新たに整備する地区においては、事業着手前に検討を行う。 （２）合併処理浄化槽 合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置型補助事業） 設置費補助については、平成１７年度から久留米市の例により統一する。ただし、三潴町においては、同町の下水道認可の取得までの間、現行どおりとする。 なお、三潴町における下水道認可取得後の全市域の補助額等については、あらためて検討し統一する。 維持管理費補助については、平成１７年度から新市としての補助制度を導入する。ただし、三潴町において平成１６年度以前に合併処理浄化槽を設置した者への維持管理費補助については、現行三潴町の例による。 特定地域生活排水処理事業（市町村設置型整備事業） 特定地域生活排水処理事業については、現在実施されている城島町において、当分の間現制度を基本とした事業を継続する。 （３）し尿 汲み取り料金については、現在の料金を継続し、城島町及び三潴町が行っている海洋投棄の禁止時に統一化を図る。			

下水道（生活排水・し尿処理）事業の取扱い

（１）公共下水道（農業集落排水含む）

使用料

項目	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
使用料 (月額、税込)	(公共下水道) 実施中 水道使用水量に 応じて算定 ○標準世帯 20m ³ ~30m ³ 2,436円 ~ 3,958円	(特定環境保全) H15 事業着手	(公共下水道) H16 事業着手予 定	(公共下水道) 新市で計画	(公共下水道) 新市で計画
	(農業集落排水) 該当なし	(農業集落排水) 整備済 1 地区 整備中 1 地区 3人世帯 3,780円	(農業集落排水) 整備済 2 地区 3人世帯 3,465円	(農業集落排水) 該当なし	(農業集落排水) 該当なし
				(特定地域生活排水) H13 年度より 実施中 5人槽 4,200円	

受益者負担金・分担金

項目	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
受 益 者 負 担 金・分担金	(公共下水道) 実施中 171円 / m ³	(特定環境保全) H15 事業着手	(公共下水道) H16 事業着手 予定	(公共下水道) 新市で計画	(公共下水道) 新市で計画
	(農業集落排水) 該当なし	(農業集落排水) 整備済 1 地区 整備中 1 地区 15万円 / 世帯	(農業集落排水) 整備済 2 地区 20万円 / 世帯	(農業集落排水) 該当なし	(農業集落排水) 該当なし
				(特定地域生活排水) H13 年度より 実施中 7人槽 15万円	

(2) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽設置整備事業（個人設置型）

			久留米市	田主丸町	北野町	三潆町
設置費補助	対 象	地 域	下水道事業、農集事業の認可区域以外	下水道事業、農集事業の認可区域以外	下水道事業、農集事業の認可区域以外	町内全域
		建築物	専用住宅等（居住部分の床面積が2分の1以上）	専用住宅等（居住部分の床面積が2分の1以上）	専用住宅等（居住部分の床面積が2分の1以上）	住宅に限らず全て対象
		浄化槽	50人槽まで	10人槽まで	10人槽まで	50人槽まで
	補助額 (千円)	5人槽	354	354	354	354
		7人槽	411	411	411	411
		10人槽	519	519	519	519
		11～20人槽	519			981
		21～30人槽	519			1,668
		31～50人槽	519			2,238
	上乗せ補助（三潆町のみが実施） 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えに対し、一律10万円を補助するもの。					
維持管理費補助	10人槽以下の合併処理浄化槽の維持管理費に対して補助するもので、三潆町のみが実施。 設置の翌年度から、毎年15千円を5年間補助。					

特定地域生活排水処理事業（市町村設置型）

市町村が合併処理浄化槽の設置、維持管理を行う事業で、H13年度から城島町（全域対象）が事業着手している。本事業の採択要件の「水濁法に規定する生活排水対策重点地域で汚水衛生処理率60%未満の地域」に該当している。

〔事業の概要〕

対 象 浄 化 槽 ; 5 ～ 50人槽

対 象 建 築 物 ; 住宅に限らず、全ての建築物。

工場排水については、浄化槽法により受入ができず対象外。

浄化槽の設置 ; 個人の申請により、町が設置し維持管理を行う。

住 民 の 負 担 ; 設置時の負担金と設置後の使用料

(3) し尿

項目	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潆町
収集手数料 (18%税込)	2 1 5 円	2 1 5 円	2 1 5 円	2 1 0 円	2 1 0 円
処理方法	市の処理施設へ 搬入	一部事務組合 の処理施設へ 搬入	一部事務組合 の処理施設へ 搬入	海洋投棄 (H19 年2月1日 以降禁止)	海洋投棄 (H19 年2月1日 以降禁止)

第 4 4 号議案

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	36	協定項目名	介護保険事業の取扱い
調 整 内 容			
介護保険事業については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 運営主体について 介護保険事業については、新市が保険者となり運営を行う。 (2) 保険料の賦課について 保険料の賦課方式については、久留米市の例による。 保険料については、平成17年度のための新市の事業計画を策定し、それに基づいて設定する。 (3) 保険料の納期について 第1号被保険者の普通徴収の納期については、10期とする。 (4) 財政安定化基金借入金の取扱いについて 久留米市、田主丸町、北野町、城島町及び三潴町は、合併までに借入金を償還する。			

介護保険事業の取扱いについて

(1) 運営主体について

	4 町（広域連合）	久留米市
保険者	福岡県介護保険広域連合 4 町第 1 号被保険者数：14,680名 （平成15年 4 月 1 日現在）	久留米市 第 1 号被保険者数：41,133名 （平成15年 4 月 1 日現在）

(2) 保険料の賦課について

	4 町（広域連合）				久留米市			
保険料	段階	対象者	保険料率	保険料	段階	対象者	保険料率	保険料
	第 1 段階	老齢福祉年金受給者等	基準額 × 0.5	1,970円	第 1 段階	老齢福祉年金受給者等	基準額 × 0.5	1,947円
	第 2 段階	市町村民税世帯非課税等	基準額 × 0.75	2,955円	第 2 段階	市町村民税世帯非課税等	基準額 × 0.75	2,920円
	第 3 段階	市町村民税本人非課税等	基準額 × 1.0	3,940円	第 3 段階	市町村民税本人非課税等	基準額 × 1.0	3,894円
	第 4 段階	市町村民税本人課税等 (合計所得金額が200万円未満)	基準額 × 1.25	4,925円	第 4 段階	市町村民税本人課税等 (合計所得金額が250万円未満)	基準額 × 1.25	4,867円
	第 5 段階	市町村民税本人課税等 (合計所得金額が200万円以上400万円未満)	基準額 × 1.5	5,910円	第 5 段階	市町村民税本人課税等 (合計所得金額が250万円以上)	基準額 × 1.5	5,841円
	第 6 段階	市町村民税本人課税等 (合計所得金額が400万円以上)	基準額 × 2.0	7,880円				

(3) 保険料の納期（普通徴収分）について

	4 町（広域連合）	久留米市
納期	第 1 期 8 月 1 日から同月 3 1 日まで 第 2 期 9 月 1 日から同月 3 0 日まで 第 3 期 1 0 月 1 日から同月 3 1 日まで 第 4 期 1 1 月 1 日から同月 3 0 日まで 第 5 期 1 2 月 1 日から同月 2 8 日まで 第 6 期 1 月 1 日から同月 3 1 日まで 第 7 期 2 月 1 日から同月 末日まで 第 8 期 3 月 1 日から同月 3 1 日まで	第 1 期 6 月 1 日から同月 3 0 日まで 第 2 期 7 月 1 日から同月 3 1 日まで 第 3 期 8 月 1 日から同月 3 1 日まで 第 4 期 9 月 1 日から同月 3 0 日まで 第 5 期 1 0 月 1 日から同月 3 1 日まで 第 6 期 1 1 月 1 日から同月 3 0 日まで 第 7 期 1 2 月 1 日から同月 2 5 日まで 第 8 期 1 月 1 日から同月 3 1 日まで 第 9 期 2 月 1 日から同月 末日まで 第 10 期 3 月 1 日から同月 3 1 日まで

(4) 財政安定化基金借入金の取扱いについて

	4 町（広域連合）			久留米市	
	（単位：千円）			（単位：千円）	
借入額	< 内訳 >	H16年度末残高(見込)	借入総額	H16年度末残高(見込)	借入総額
	田主丸町	73,659	88,596	13,333	40,000
	北野町	47,220	56,794		
	城島町	43,755	52,630		
	三潆町	44,639	53,689		

第 4 5 号議案

保健医療事業の取扱いについて

保健医療事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	37	協定項目名	保健医療事業の取扱い
調 整 内 容			
保健医療事業については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 老人保健事業について 基本健康診査については、合併までに調整を図り新市で統一した対象者の範囲および個人負担額を設定する。ただし、合併年度については現行どおり実施する。 胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診については、合併までに調整を図り新市で統一した対象者の範囲および個人負担額を設定する。ただし、合併年度については現行どおり実施する。 子宮がん検診、乳がん検診（視触診）については、合併までに調整を図り新市で統一した対象者の範囲および個人負担額を設定する。ただし、合併年度については現行どおり実施する。 乳がん検診（マンモグラフィ検査）については、合併までに調整を図り国の指針等を踏まえ新市において統一した対象者の範囲を設定する。また、個人負担額についても新市で統一した額を設定する。ただし、合併年度については現行どおり実施する。 節目検診については、合併までに他の検診事業と統合する方向で調整を図る。 (2) 母子保健事業について 妊婦健康診査については、各市町同一事業のため、新市においても現行どおり実施する。 乳幼児健康診査については、合併までに実施方法の統一を図る。ただし、合併年度については現行どおり実施する。 (3) 乳幼児医療について 乳幼児医療については、当分の間現行どおりとし、新市において統一の方向で調整する。			

保健医療事業の取扱いについて

(1) 老人保健事業について

基本健康診査

	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
対象者	35歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上
実施方法	個別	集団	併用	個別	個別
個人負担	1,200円	1,000円	無料	1,000円	1,000円

- 1 胃がん検診

	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上	30歳以上	40歳以上
実施方法	集団	集団	集団	集団	集団
個人負担	600円	1,000円	900円	500円	900円

- 2 肺がん検診

	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上	30歳以上	40歳以上
実施方法	個別	集団	集団	個別	個別
個人負担	500円	無料	無料	無料	無料

- 3 大腸がん検診

	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上	30歳以上	40歳以上
実施方法	個別	集団	集団	個別	集団
個人負担	700円	700円	無料	500円	600円

- 1 子宮がん検診

	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
対象者	30歳以上	30歳以上	30歳以上	30歳以上	30歳以上
実施方法	個別	集団	併用	集団	集団
個人負担	900円	1,000円	個別 1,000円 集団 600円	500円	600円

- 2 乳がん検診（視触診）

	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
対象者	30歳以上	30歳以上	30歳以上	30歳以上	30歳以上
実施方法	個別	集団	併用	集団	集団
個人負担	400円	700円	個別 500円 集団 300円	500円	300円

乳がん検診（マンモグラフィ検査）

	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
対象者	50歳～70歳の 5歳ごとの節目	50歳以上	50歳以上	50歳以上	50歳～ 69歳
実施方法	個別	集団	集団	集団	集団
個人負担	700円	1,000円	1,000円	500円	1,000円

節目検診

	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
実施状況	未実施	未実施	実施	未実施	未実施
実施方法	-	-	個別	-	-
個人負担	-	-	2,000円	-	-
対象者	-	-	満40歳、45歳、 50歳、60歳	-	-

(2) 母子保健事業について

- 1 乳幼児健診（4ヶ月健診）

	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
実施方法	個別	集団	集団	個別	集団

- 2 乳幼児健診（10ヶ月健診）

	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
実施方法	アンケート方式	集団	集団	個別	集団

- 3 乳幼児健診（1歳6ヶ月健診）

	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
実施方法	個別	集団	集団	集団	集団

- 4 乳幼児健診（3歳児健診）

	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
実施方法	個別	集団	集団	集団	集団

(3) 乳幼児医療について

		相 違 点				
		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
対象者	入院	3歳未満児 平成16年1月1日より就学前まで拡大	3歳未満児 平成16年1月1日より就学前まで拡大	3歳未満児 平成16年1月1日より就学前まで拡大	3歳未満児 平成16年1月1日より就学前まで拡大	3歳未満児 平成16年1月1日より就学前まで拡大
	通院	3歳未満児	3歳未満児	3歳未満児 平成16年1月1日より就学前まで拡大	3歳未満児	3歳未満児

第 4 6 号議案

行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	2 3	協定項目名	行政区の取扱い
調 整 内 容			
行政区については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 行政区 行政区は、現行のまま新市に引き継ぐ。 (2) 区長等の制度 区長等の制度は、当分の間現行のまま新市に引き継ぎ、今後の制度の在り方については、新市において検討する。 区長等の所掌事務は、現行のまま新市に引き継ぐが、必要な事務的見直しについては、協議のうえ合併までに調整する。 区長等の報酬は、現行どおりとする。			

行政区の取扱いについて

□行政区数及び行政区名

項 目	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潯町
行政区					
(1)行政区の数	なし (自治会 4 5 3)	1 0 8	3 4	3 6	2 5
(2)行政区名		(船越校区) 下古賀、小川、行徳、豊秋、千代久、吉本、徳童、蔵町、松原、亀王、樋ノ口 (水分校区) 諏訪、明石田、力常、松門寺、前原、吉田、石王、東小田、西小田、立野、野中、高木、青葉 (田主丸校区) 吉田町、上新町、中新町、下新町、上祇園町、下祇園町、東町、桜町、上町、中町、横町、怒田、口高、四丁目、三丁目、二丁目、出町、港町、村島、馬場、元町、板町、久井町、沓方、中舎館、南新町、大町、八恵須町、西新町、東新町、巨瀬川町、駅東町、柳町、県営田主丸団地、巡町、中央町、美咲台 (水縄校区) 森部、石垣、大井、二田、益永、麦生 (柴刈校区) 三角、恵利、朝帰、三本木、早田、柳瀬、竹松、大窪、平木、鹿狩、筒井、浜崎、塩足、片ノ瀬本町、片ノ瀬新町 (川会校区) 門ノ上、高島、志床、灰塚、南唐島、北唐島、江口、馬渡、今村、牧一、牧二、牧三、牧四、原、熊田、川道 (竹野校区) 森山、中原、善院、大慶寺、三明寺、富本、隈、西郷南、西	(北野校区) 陣屋、造出、中村、上今山、下今山、江口、十郎丸、千代島、中島、丸三団地、コスモス団地 (弓削校区) 高良 1 区、高良 2 区、鳥巣、石崎、上弓削、高良 6 区 (大城校区) 舟端、土居、日比生・宮司、筒井、塚島、仁王丸、稲数、乙吉丸、今寺、赤司 1 区、城、山須 (金島校区) 鏡、高島、八重亀、安永、染	(城島校区) 城島上の 1、城島上の 2、城島南の 1、城島南の 2、城島南の 3、内野南、内野東、浜、檜津の 1、檜津の 2、檜津の 3、大依、六町原、(下田校区) 下田、芦塚 (青木校区) 青木島、江島、四郎丸、上青木、下青木、西青木 (浮島校区) 浮島の 1、浮島の 2 (江上校区) 上東、上西、江上上南、千代島、古町、南上、揚田、平野、筒江、西江上、馬場、原中牟田、筒江東	(犬塚校区) 生津 1、生津 2、福岩、促進住宅、南清松、北清松、壱町原、小犬塚、新茶屋、大犬塚 1、大犬塚 2、大犬塚 3、下小犬塚 (三潯校区) 早津崎、田川東、田川西、高三潯南、高三潯北、塚崎、原田、草場 (西牟田校区) 十連寺、新栄町、本町、大坪

□ 行政区の組織、役員等の報酬及び業務内容

項 目			久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町	
(1) 行政区の組織	世帯数		9 3 , 1 3 2	5 , 9 9 8	5 , 2 3 8	4 , 1 5 9	4 , 8 1 0	
	行政区の数		0 (自治会4 5 3)	1 0 8	3 4	3 6	2 5	
	隣組数		0 (自治区5,842)	5 4 1	4 7 4	4 2 5	4 5 0	
	役員等	区長	規則等	-	田主丸町区長設置規則	北野町行政区の設置に関する規程	城島町区長設置規則	三潴町区設置規程
			名称	-	区長	区長	区長	区長
			人数	-	1 0 8	3 4	3 6	2 5
			任期	-	2 年	1 年	2 年	2 年
		補助員	規則等	-	特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例	北野町行政区の設置に関する規程	特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例	三潴町区設置規程
			名称	-	連絡員	区長補助員	連絡員	組長
			人数	-	5 4 1	4 7 4	4 2 5	4 5 0
			任期	-	-	-	-	-
	選任方法	区長	- (自治会長は自治会規約による推薦、選挙等)	区内住民の中から選挙、推薦による	区の推薦による	地域住民の推薦による	区の選任による	
		補助員	- (自治委員は自治会規約による推薦、輪番等)	区の推薦による	区の推薦による	区の推薦による	組の推薦による	
	その他		(任意の組織) 自治会連絡協議会 会長1名 副会長3名 常任理事9名 理事8名 庶務会計2名 広報委員4名	代表者会議(21名) 会長1名 副会長2名 庶務会計1名	区長会 会長1名 副会長3名 庶務 町職員	区長会 会長1名 副会長2名 幹事4名	(任意の組織) 行政区長連絡協議会 会長1名 副会長2名 会計2名	
(2) 役員等の報酬	区長		-	平等割 136,000円	平等割 251,600円	平等割 280,000円	平等割 100,000円	
				世帯割 3,970円	世帯割 2,480円	世帯割 3,800円	世帯割 5,600円	
	補助員		-	世帯割 840円	世帯割 1,240円	世帯割 1,500円	世帯割 1,200円	

項 目		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
(3) 役員等の業務内容	区長	区長制度をとっていないため、市に係る業務は自治会にはない。なお「広報くるめ」をはじめとする行政情報伝達については、市内27の校区自治会連絡協議会と業務委託契約を締結。	(1) 区域内の住民の意思を代表する。 (2) 町の行政上必要な事項の伝達、連絡、あっせん及び実施に関する事。 (3) 前号に関し、町長に建議し、又は町長の諮問に応じて答申すること。 (4) 区内の振興、住民の福祉に関する事項の計画	(1) 地区内居住者確認に関する事。 (2) 官民境界に関する事。 (3) 道路、河川に関する事。 (4) 一般文書、広報に関する事。 (5) 各種公共募金に関する事。 (6) 農林、商工業に関する事。 (7) 衛生に関する事。 (8) 教育に関する事。 (9) 水防に関する事。 (10) 被災者救助に関する事。 (11) 交通安全運動に関する事。 (12) 町長が特に指導する調査、報告等に関する事。	(1) 世帯主名簿の整理及び異動確認に関する事。 (2) 諸証明の副申に関する事。 (3) 納税その他の通知書の配布に関する事。 (4) 町報の配布その他町民を対象とする連絡周知徹底に関する事。 (5) その他町長から特別の依頼を受けたもの	区長は、町長の補助機関として区を代表し、区の事務を統括する。
	補助員	同上	-	区長補助員を置くことができる。	-	区長の補助機関とする。

□ 行政情報伝達

項 目		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
(1) 行政情報伝達の 手法		自治会への業務委託。 なお、義務的通知等については個別郵送。 (市内27の校区自治会連絡協議会と業務委託契約を締結)	区長の業務	区長の業務	区長の業務	区長の業務
(2) 配送 方法	区長等 までの 配送	シルバー人材センター (自治委員の受持ち世帯数毎に仕分けして配送)	シルバー人材センター (区内の世帯数分をまとめて配送)	シルバー人材センター (区内の世帯数分をまとめて配送)	町内の民間業者 (区内の世帯数分をまとめて配送)	シルバー人材センター (区内の世帯数分をまとめて配送)
	イメージ	シルバー人材センター ↓ 広報連絡担当者 (自治会長) ↓ 自治委員 ↓ 各世帯	シルバー人材センター ↓ 区長 ↓ 連絡員 ↓ 各世帯	シルバー人材センター ↓ 区長 ↓ 区長補助員 ↓ 各世帯	町内の民間業者 ↓ 区長 ↓ 連絡員 ↓ 各世帯	シルバー人材センター ↓ 区長 ↓ 組長 ↓ 各世帯
(3) 配布 時期	配布 回数	月2回	月2回	月3回	月2回	月3回
	配布 時期	1日、15日	10日、25日	第1、2、4火曜日	1日、15日	5日、15日、25日
	広報紙 発行日	1日、15日	10日	第2火曜日	1日、15日	5日
(4) 公共的 情報の 取り扱い	国・県 などの 情報	個別に自治会と業務委託	行政情報と同じ扱い	行政情報と同じ扱い	行政情報と同じ扱い	行政情報と同じ扱い
	外郭団 体等の 情報	個別に自治会と業務委託	代表区長会の承認が必要	区長会の承認が必要	区長会三役との協議	区長会の承認が必要
(5) 自治組織未加入 者への対応		広報紙等の個別送付は行っていない。	広報紙等の個別送付は行っていない。	広報紙等の個別送付は行っていない。	広報紙等も個別送付している。	広報紙等の個別送付は行っていない。

第 4 7 号議案

コミュニティ施策の取扱いについて

コミュニティ施策の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	2 4	協定項目名	コミュニティ施策の取扱い
調 整 内 容			
コミュニティ施策については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 自治会活動支援 自治会活動支援制度については、久留米市の例により統一する。また、当分の間、田主丸町、北野町、城島町及び三潯町の行政区支援を行うものとし、その制度内容については、合併までに調整する。 (2) 小地域公民館（集会所）の建設費助成 小地域公民館（集会所）の建設費助成は、制度が充実している久留米市の例により統一する。			

コミュニティ施策の取扱いについて

□自治会活動支援

項 目	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
(1)自治会活動支援制度	久留米市まちづくり推進事業費補助制度を設け自治会活動の助成を行っている。 補助対象団体 自治会等：一定の区域内に住所を有する者の地縁に基づいて組織されている自治会、町内会等の地縁団体又はその連合体 補助対象事業 ・シンボル事業 (掲示板、記念碑等設置費) ・ふれあい連帯事業 (祭りの費用等) ・広報事業 (広報紙発行備品購入費) ・文化スポーツ振興事業 (設備費等) ・自主防災事業 (器材購入費等) ・その他、市長が特に認めた事業 補助率及び補助限度額 ・上記経費の 1 / 2 以内 ・ 1 0 万円を限度 その他 1 団体につき年 1 回限り。	なし。 ただし、納税組合奨励金を区の運営費の一部として活用している区がある。	なし。	なし。 ただし、納税組合奨励金を区の運営費の一部として活用している区がある。	なし。 ただし、納税組合奨励金を区の運営費の一部として活用している区がある。

□小地域公民館

項 目	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
(1)小地域公民館（集会所）の数	原則 1 自治会に 1 館 市全体で約 1 7 0 館 （自治会の数 4 5 3）	原則 1 行政区に 1 館 町全体で 9 6 館 （区の数 1 0 8）	原則 1 行政区に 1 館 町全体で 3 4 館 （区の数 3 4）	原則 1 行政区に 1 館 町全体で 2 8 館 （区の数 3 6）	原則 1 行政区に 1 館 町全体で 2 0 館 （区の数 2 5）
(2)小地域公民館（集会所）建設費助成制度	校区公民館等建築費補助金交付要綱を設け、予算の範囲内で助成している。	予算の範囲内で助成。	予算の範囲内で助成。	予算の範囲内で助成。	予算の範囲内で助成。
補助対象経費	新築、増築、修繕の本体工事費、付帯工事費及び設計監理費、模様替え、その他の工事費。備品は対象外。	新築、改築、増築の建築工事費及び付帯工事費。備品は対象外。	新築、改築、増築、改修の本体工事費及び付帯工事費。備品は対象外。	新築、改築、増築の建築費、公園広場整備の工事費。付帯設備・備品を含む。ただし合併浄化槽は除く。	新築、改築、増築、大改修の建築費。設備・備品を含む。
補助基準	人口により面積が 4 区分（110㎡、165㎡、220㎡、330㎡）、構造により基準単価（上限）が 3 区分（RC 176 千円 / ㎡、鉄骨 150 千円 / ㎡、木造 105 千円 / ㎡）	面積が 33㎡以上、500 万円を限度とする。（増築及び改築の場合は、250 万円を限度）	新築・改築の場合 240 万円を超えない額とする。（増築・改修の場合は 120 万円を超えない額とする。ただし、工事費 40 万円以上のものに限る。）	新築は面積 100㎡以上と未満の 2 区分、それぞれ 1,200 万円と 700 万円を限度とする。（20㎡以上の増築及び改築の場合は、200 万円を限度）	新築（改築を含む。）は面積 100㎡以上と未満の 2 区分、それぞれ 500 万円と 300 万円を限度とする。増築（30㎡以上）及び大改修（既存面積の 2 / 3 以上の改修）は 100 万円を限度とする。
補助率	2 / 3	4 / 1 0	2 / 1 0	1 / 2	1 / 3
(3)小地域公民館等の用地	原則として地元対応としている。しかしながら、地元からの寄附等の理由により、市有地を無償貸与しているケースもある。また、地縁団体の認可を受けている地域もある。	原則として地元対応としている。しかしながら、地元からの寄附等の理由により、町有地を無償貸与しているケースもある。また、地縁団体の認可を受けている地域もある。	原則として地元対応としている。しかしながら、地元からの寄附等の理由により、町有地を無償貸与しているケースもある。また、地縁団体の認可を受けている地域もある。	原則として地元対応としている。しかしながら、地元からの寄附等の理由により、町有地を無償貸与しているケースもある。また、地縁団体の認可を受けている地域もある。	原則として地元対応としている。しかしながら、地元からの寄附等の理由により、町有地を無償貸与しているケースもある。また、地縁団体の認可を受けている地域もある。

第 4 8 号議案

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	3 5	協定項目名	国民健康保険事業の取扱い
調 整 内 容			
国民健康保険事業については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 保険料の賦課について 賦課形態は保険料とする。ただし、合併年度は現行どおりの保険税または保険料とする。 保険料については、当面現行どおりとし、平成 2 2 年度の統一に向けて不均一賦課を採用し、必要な改定を行う。 賦課方式については、平成 2 2 年度より医療保険分 3 方式 (所得割・均等割・平等割)、介護保険分 2 方式 (所得割・均等割) とする。 (2) 保険料の納期について 保険料の納期については、久留米市及び北野町の例により 1 0 期とする。 (3) 被保険者証について 被保険者証については、被保険者ごとの個人単位とする。 (4) 無受診者表彰について 無受診者表彰については、現行どおりとし、新市になって実施の可否を検討する。 (5) はり灸助成について はり灸助成については、被保険者を対象に、はり灸及びあん摩マッサージの利用について、年間 6 0 回を限度に助成を行う。			

国民健康保険事業の取扱いについて

(1) 保険料の賦課について

	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
賦課形態	保険料	保険税	保険税	保険税	保険税
賦課方式 (医療分)	3 方式	4 方式	3 方式	4 方式	4 方式
	所得割 均等割・平等割	所得割・資産割 均等割・平等割	所得割 均等割・平等割	所得割・資産割 均等割・平等割	所得割・資産割 均等割・平等割
賦課方式 (介護分)	3 方式	2 方式	2 方式	4 方式	4 方式
	所得割 均等割・平等割	所得割 均等割	所得割 均等割	所得割・資産割 均等割・平等割	所得割・資産割 均等割・平等割

(2) 保険料の納期について

	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
納 期	1 期：6 月末日	1 期：7 月末日	1 期：6 月末日	1 期：7 月末日	1 期：7 月末日
	2 期：7 月末日	2 期：9 月末日	2 期：7 月末日	2 期：8 月末日	2 期：8 月末日
	3 期：8 月末日	3 期：11 月末日	3 期：8 月末日	3 期：9 月末日	3 期：9 月末日
	4 期：9 月末日	4 期：2 月末日	4 期：9 月末日	4 期：10 月末日	4 期：10 月末日
	5 期：10 月末日		5 期：10 月末日	5 期：11 月末日	5 期：11 月末日
	6 期：11 月末日		6 期：11 月末日	6 期：12 月 25 日	6 期：12 月 25 日
	7 期：12 月 25 日		7 期：12 月 28 日	7 期：1 月末日	7 期：1 月末日
	8 期：1 月末日		8 期：1 月末日	8 期：2 月末日	8 期：2 月末日
	9 期：2 月末日		9 期：2 月末日		
	10 期：3 月末日		10 期：3 月末日		

(3) 被保険者証について

	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
形式	個人単位	世帯単位	世帯単位	世帯単位	世帯単位

(4) 無受診者表彰について

	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
対象者	該当事業なし	国 保 被 保 険 者 (国保老人含)	国保被保険者 (国保老人含)	国保被保険者 (老人除く)	国保被保険者 (無受診世帯 及び国保老人)
記念品		町商工会商品券 (若人：5 千円、 老人：2 万円)	ヘルスギフト券 (4 千円)	町商工会商品券 (6 千円)	毛布などの 記念品
高齢者 表彰	実施している	実施していない	実施していない	実施している	実施していない

(5) はり灸助成について

	相 違 点				
	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
対象者	国保被保険者	国保被保険者	国保被保険者	全町民	全町民
施術の 範 囲	はり及び灸	はり及び灸	はり、灸 及びあん摩 マッサージ	はり、灸 及びあん摩 マッサージ	はり、灸 及びあん摩 マッサージ
回 数 制 限	月 1 0 回 (年 1 2 0 回)	年 6 0 回	月 5 回 (年 6 0 回)	月 5 回 (年 6 0 回)	月 5 回 (年 6 0 回)